

学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条（令和 5 年 5 月 8 日改正）

	感 染 症	出席停止期間
第 2 種	インフルエンザ	発症したのち 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘 （みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第 1 種にあたるエボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症性呼吸器症候群、鳥インフルエンザについての出席停止期間は、「治癒するまで」。

第 3 種にあたるコレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症についての出席停止期間は、「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」。

※ 出席停止となる感染症に罹患した場合は、本校 HP よりダウンロードできる「感染症罹患申告書」を印刷記入の上、感染症の種類に応じて所定の書類を添付し、すみやかに担任へ提出してください。

なお、考査中の欠席に関しては別途対応があります。状況に合わせた指示に従ってください。